



## 町政懇談会意見要約

---

## 町政懇談会の意見要約

### 都市基盤の整備

#### ★道路整備

- ・ R 4 6 1（大山田地区）の整備を要望する 【5名】
- ・ 那珂川にもう1本橋をかけてほしい 【2名】

### 生活環境基盤の整備

#### ★災害対応

- ・ 自然災害時における町の対応 【1名】
- ・ 避難訓練、防災訓練を行う体制をとってほしい 【1名】
- ・ 避難場所を示してほしい 【1名】
- ・ 危険個所においては何ミリの雨量で避難すべきか 【1名】
- ・ 避難場所、発電機、備蓄品はどうなっているのか 【1名】
- ・ 緊急車両が目的地（道）が分からず対応が遅れた 【1名】
- ・ 空き家があり危険が伴うが地元では対応できないため、町で危険回避できるよう対処されたい 【1名】

#### ★定住

- ・ 空き家対策が必要 【1名】
- ・ 空き家バンクをやってほしい 【1名】

### 児童福祉・子育て支援の充実

#### ★子育て支援

- ・ 3大プロジェクトに少子化、子育て対策を入れてほしい 【1名】
- ・ 他に負けない支援を考えられたい 【2名】
- ・ 手厚い子育て支援がなく、生みたくない。  
桜市では出産時に補助金がでる 【1名】

#### ★保育施設

- ・ 那珂川町にしかない保育園にしてほしい 【1名】
- ・ 子どものうちに、また、この町に帰ってきたいと思えるようにしてほしい 【1名】

### 学校教育の充実

#### ★学校教育

- ・ 小規模校を残してほしい 【2名】
- ・ 学校の先生（中学校）の資質向上を図ってほしい 【1名】

#### ★馬頭高校存続

- ・ 林業科、農業科、水産科として存続してほしい 【1名】

## 国際交流の振興

### ★国際交流

- ・海外研修は重要ではない 【1名】
- ・海外研修した若者は将来は町外にってしまう 【1名】
- ・個人の能力を高めることは個人でやるべき 【1名】

## 農林業の振興

### ★農業

- ・農業従事者の平均年齢は66歳であり、新規就農者がいない 【1名】
- ・農業の基盤強化、6次産業化の推進はどのようになっているのか 【1名】
- ・農機具の修理代を町で安く抑えてほしい 【1名】
- ・農作物の鳥獣被害が多発している 【1名】
- ・いのししの罠の免許取得者が高齢化している 【1名】
- ・畜産の振興経営基盤の振興をされたい 【1名】
- ・東部地区には跡取り（後継者）がいない 【2名】
- ・若者を留めるために農業等にお金を使ってほしい 【1名】
- ・農家の多面的機能を大事にし、地域の文化を支えて行きたい 【1名】

## 商工業の振興

### ★雇用

- ・若者が少なくたっては困るので、町全体を上げて雇用の確保に努められたい 【1名】
- ・労働人口は15歳～65歳とあるが、20歳～65歳ではないか 【1名】
- ・雇用の場を増やしてほしい 【1名】

## 観光の振興

### ★観光

- ・鮎釣りシーズンに女性が増えてきているため、仮設トイレを整備されたい 【1名】
- ・那珂川に遡上するサケを有効活用されたい 【1名】
- ・来町者が宿泊する場合、町で千円キャッシュバックするサービスをやってみては 【1名】
- ・県外に送るための町の特産品をつくってほしい 【1名】
- ・庁舎の跡地を広重美術館と合わせて町の駅として利活用できればよい 【1名】

### ★ふるさと納税

- ・ふるさと納税で、魅力的な全国にアピールできものはないか 【1名】

## 自然環境の保全・活用

### ★循環型社会

- ・町が株式会社として、町の電気は町がつくってはどうか 【1名】
- ・バイオマスで雇用を増やしてはどうか 【2名】

## 生活環境の保全

### ★処分場

- ・放射能の風評被害が町をダメにする 【1名】
- ・処分場の名称に「那珂川町や馬頭」を使わないでほしい 【1名】

## 行財政改革の推進

### ★施設

- ・広重美術館は第三者からの見方を含み、見直しの対象としてほしい 【1名】
- ・広重美術館はなくしてほしい 【1名】
- ・赤字が続くのなら広重美術館はやめてほしい 【1名】
- ・小川南小学校跡地利用について、町からは町主体の事業運営は不可と回答された 【1名】
- ・薬利小学校跡地は、出来れば福祉施設として利用してほしい 【1名】

### ★節減

- ・財政を合理的に無駄をなくしてほしい（郵送、夜間の電気など） 【1名】

### ★住民サービス

- ・土日の窓口の開設はどう考えているか 【1名】

### ★事務の効率化

- ・庁舎にタイムカードを付けてほしい 【1名】

### ★共同事務

- ・大田原市との合併の考えはあるのか 【2名】

## 住民参加・協働の推進

### ★協働のまちづくり

- ・全て町が面倒見る時代は終わっている 【1名】
- ・ちょっとした作業が迅速にできるよう、行政区で使える予算枠を設けてほしい 【1名】
- ・住民投票条例を作してほしい 【1名】

## 人口問題

### ★人口問題

- ・人口問題についてどのように考えているか 【4名】
- ・若者を中心とした行政をやってもらいたい 【1名】

## その他

### ★その他

- ・小川地区、馬頭地区という言い方はやめてほしい 【1名】

参考資料

3

# 第2次那珂川町 総合振興計画策定基本方針

---

## 第2次那珂川町総合振興計画策定基本方針

平成26年7月策定

平成27年1月改定

### 1. 振興計画策定趣旨

現在、我が国は本格的な人口減少社会へと転換されており、それに伴う生産年齢人口の減少、年金・医療制度などの社会保障制度問題、さらには2040年には全国の市町村の半分の存続が難しくなるとの予測（※）などにより、先行きが危惧され将来への不安が増大しています。

当町においても、人口減少と合わせて、少子・高齢化の進行に歯止めがかからず、町の存続に危機を抱く状況にあります。

町勢の持続的発展により未来に夢と希望のもてるまちづくりを目指すため、まちづくりに対する新たな課題への確に対応しながら本町の将来像を描き、これを実現するための具体的なまちづくりの方針やその方策を示し、調和がとれた均衡ある発展のための礎になるものとして「第2次那珂川町総合振興計画」を策定するものとします。

※日本創成会議の試算（H26.5）より

### 2. 計画構成と計画期間

那珂川町振興計画は、平成28年度を初年度とする基本構想、基本計画及び実施計画で構成し、その体系は次のとおりとします。

#### (1) 基本構想

基本構想は、平成37年度を目標年次とする10ヶ年構想とし、町の総合的・計画的運営を図るために必要な本町の将来像や基本理念、施策の大綱を策定するものとします。

※基本構想は議会の議決事項（地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事項について、那珂川町議会基本条例第9条で定めている。）

#### (2) 基本計画

基本計画は、平成32年度を目標年次とする前期5ヶ年計画と平成37年度を目標年次とする後期5ヶ年計画とし、基本構想における施策の大綱の現状と課題、指標、基本方針、施策を策定するものとする。なお、今回は前期基本計画を策定し、後期基本計画は平成32年度に前期基本計画の成果を検証し策定するものとします。

※基本計画は議会の議決事項（地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事項について、那珂川町議会基本条例第9条で定めている。）

#### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき実施する事業内容、事業費等を財政的な裏付けを持って示すのもで、5ヶ年先を見据えながら、毎年2ヶ年を期間とする計画をローリング方式により策定するものとします。

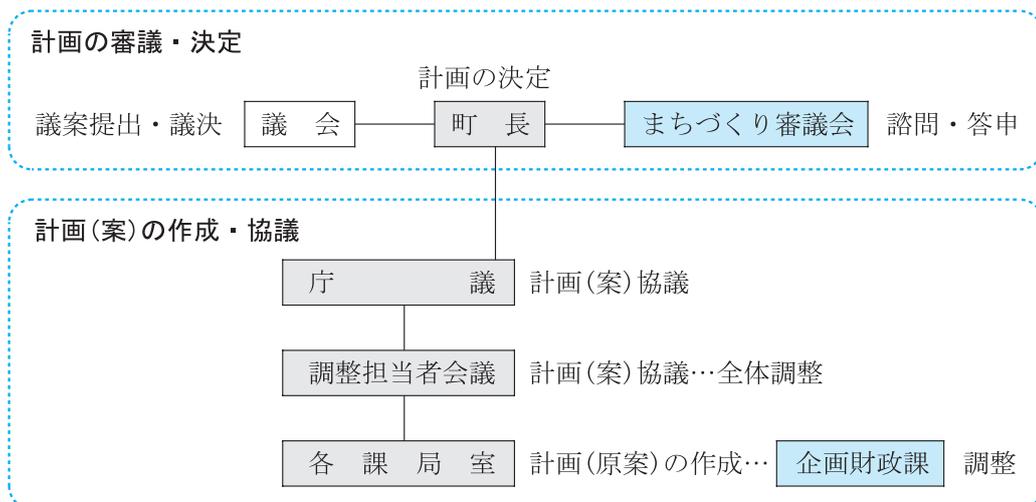
### 3. 計画の策定期間

計画の策定目標期間は次のとおりとします。

- ・基本構想 平成27年 6月まで
- ・基本計画 平成28年 3月まで
- ・実施計画 毎年4月まで

#### 4. 計画の策定体制

計画の策定体制は、次のイメージのとおりとします。



※計画(原案)は、基本構想のベースとなる政策区分調書、基本計画のベースとなる基本計画調書、実施計画のベースとなる事業計画調書のこと。

※計画(原案)を調整担当者会議において全体調整し、計画(案)としてまとめる。

#### 5. 地域住民の意見反映

振興計画は、住民のためのまちづくりの設計書であることから、策定にあつては次の手法により地域住民の意見を幅広く聴取し、計画に反映します。

- ・アンケート
- ・ホームページを用いたパブリックコメント
- ・町政懇談会等

#### 6. 計画策定における基本的な視点

##### (1) 誰にも分かりやすい計画づくり

地域住民の目線に立った分かりやすい計画づくりを目指します。

##### (2) 目標の設定

目標を明確に設定します。

#### 7. 計画策定にあたっての留意事項

##### (1) 調整

振興計画は全庁にまたがる総合的な計画であるため、庁内及び関係機関等の調整においては、報告、連絡及び相談を密に行い円滑なる策定を図るものとします。

##### (2) 部門別計画との整合性

課局室で策定される部門別計画の事業内容や数量、事業費については、振興計画との整合性を十分に図るものとします。

##### (3) 人口フレームの設定

人口フレームは、平成22年度国勢調査の値を用い将来人口等を設定するものとします。

#### 8. 備考

計画策定に必要な経費の計上と必要となる事務手続きについては、企画財政課が行うものとします。

参考資料

4

## 那珂川町まちづくり審議会

---

### 【設置】

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、地域の均衡ある発展及び住民の連携の強化を図り、住民協働のまちづくりを推進するため、那珂川町まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### 【所掌事務】

第2条 審議会は、まちづくりの計画の策定及び推進に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、又は意見を述べることができる。

### 【組織】

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

### 【委員】

第4条 委員は、那珂川町内に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 町民活動団体を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

4 委員がその要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

### 【会長及び副会長】

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 【会議】

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 【意見の聴取等】

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求めて意見及び説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

### 【庶務】

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

### 【補則】

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による最初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

## ■那珂川町まちづくり審議会委員名簿

平成27年12月現在

No.	氏名	備考	No.	氏名	備考
	矢内 修	会長		川上 幸男	
	小川 正典	副会長		荒井 節	
	大森 義夫			益子 和弘	
	笹沼 享一			飯塚 克己	
	和地 一夫			深澤 等	
	小室 和雄			金子 一哉	
	堀江 真樹			相馬 二四	
	高野 篤子			鈴木 洋	
	小川 洋子			星 一明	
	古澤 實				

(敬称略、順不同)

## ■諮問

那珂企第10号  
平成27年4月10日

那珂川町まちづくり審議会  
会長 矢内 修 様

那珂川町長 福島 泰 夫

第2次那珂川町総合振興計画基本構想の策定について(諮問)

このことについて、那珂川町まちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、別添の計画書(案)について貴審議会に諮問します。

那珂企第215号  
平成28年1月27日

那珂川町まちづくり審議会  
会長 矢内 修 様

那珂川町長 福島 泰 夫

第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更(案)について(諮問)

第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更(案)について、那珂川町まちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、別添の計画案(参考資料)について貴審議会に諮問します。

那珂企第210号  
平成28年1月27日

那珂川町まちづくり審議会  
会長 矢内 修 様

那珂川町長 福島 泰 夫

第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画の策定について(諮問)

第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画を策定するにあたり、那珂川町まちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、別添の計画案について貴審議会に諮問します。

平成27年5月8日

那珂川町長 福島 泰夫 様

那珂川町まちづくり審議会  
会長 矢内 修

第2次那珂川町総合振興計画基本構想（案）について（答申）

平成27年4月10日付け、那珂企第10号により諮問を受けた第2次那珂川町総合振興計画基本構想（案）について、慎重に審議を重ねた結果、妥当なものと認められますが、審議において主要な論点となった事項を下記のとおり意見として付しますので、第2次那珂川町総合振興計画基本計画の策定にあたっては、十分に配慮下さるようお願いいたします。

なお、審議された第2次那珂川町総合振興計画基本構想（案）については、文言等を一部修正することを認めます。

記

- 1 森林資源の多面的機能を活かした施策を推進されたい。
- 2 人づくりとして、人と人との関わりが持てる施策を推進されたい。
- 3 地元商店の購買率の向上が図れる施策を推進されたい。
- 4 地元雇用に繋がる施策を推進されたい。
- 5 若者の定住が図られる施策を推進されたい。
- 6 高齢者が活躍できる施策を推進されたい。
- 7 八溝そば等の町の特産品が発展できる施策を推進されたい。

平成28年2月3日

那珂川町長 福島 泰夫 様

那珂川町まちづくり審議会  
会長 矢内 修

第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更（案）について（答申）

平成28年1月27日付け、那珂企第215号により諮問を受けた第2次那珂川町総合振興計画基本構想の変更（案）について、慎重に審議を重ねた結果、妥当なものと認めます。

なお、審議された同変更（案）については、文言等を一部修正することを認めます。

平成28年2月3日

那珂川町長 福島 泰夫 様

那珂川町まちづくり審議会  
会長 矢内 修

第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画（案）について（答申）

平成28年1月27日付け、那珂企第210号により諮問を受けた第2次那珂川町総合振興計画前期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、妥当なものと認められますが、審議において主要な論点となった事項を下記のとおり意見として付しますので、計画の推進にあたっては、十分に配慮下さるようお願いいたします。

なお、審議された同計画（案）については、文言等を一部修正することを認めます。

記

- 1 子育て環境の整備を積極的に推進されたい。
- 2 お年寄りにやさしい、お年寄りが活躍できる環境整備を推進されたい。
- 3 町内の雇用増加に繋がる施策を推進されたい。
- 4 循環型社会の取り組みを推進し、環境にやさしいきれいな町を構築されたい。
- 5 商店街の賑わいが創出できる施策を推進されたい。
- 6 地域の繋がり、人との繋がり、町と町民の連携を育むための協働のまちづくりを推進されたい。

参考資料

5

# 第2次那珂川町 総合振興計画策定経緯

---

## 第 2 次那珂川町総合振興計画策定経緯

年月日	事項	備考
H26. 6. 24	平成 2 6 年度第 1 回調整担当者会議 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定基本方針（案）」協議	商工会館会議室
H26. 7. 10	平成 2 6 年度第 3 回調整担当者会議 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定基本方針（案）」「住民意識アンケート（案）」協議	商工会館会議室
H26. 7. 24	平成 2 6 年度第 4 回庁議 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定方針（案）」「住民意識アンケート（案）」審議・決定	商工会館会議室
H26. 8. 1	住民意識アンケート調査（～8 月 29 日まで）	
H26. 8. 8	平成 2 6 年度第 1 回那珂川町まちづくり審議会 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定基本方針」提示	商工会館会議室
H26. 8. 27	町議会全員協議会 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定基本方針」提示	議場
H26. 8. 25	各課局室に「後期基本計画（第 1 次）総括調書」作成依頼	
H26. 10. 1	町政懇談会（～11 月 12 日まで）	町内 1 6 箇所
H26. 10. 6	「後期基本計画（第 1 次）総括調書」「事業計画調書」各課局室ヒアリング（～10 月 15 日まで）	商工会館会議室
H26. 10. 20	各課局室に「政策区分調書」作成依頼	
H26. 10. 22	平成 2 6 年度第 4 回調整担当者会議 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定方針の改定（案）」「後期基本計画（第 1 次）評価・検証」協議	商工会館会議室
H26. 10. 24	各課局室に「後期基本計画（第 1 次）評価・検証調書」作成依頼	
H26. 12. 10	平成 2 6 年度第 5 回調整担当者会議 「基本構想（素案）」「後期基本計画（第 1 次）評価・検証」協議	商工会館会議室
H27. 1. 8	平成 2 6 年度第 8 回庁議 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定基本方針の改定（案）」審議・決定	商工会館会議室
H27. 1. 16	平成 2 6 年度第 6 回調整担当者会議 「基本構想（素案）」「後期基本計画（第 1 次）評価・検証」協議	商工会館会議室
H27. 2. 2	平成 2 6 年度第 2 回那珂川町まちづくり審議会 「第 2 次那珂川町総合振興計画策定基本方針の改定」提示 「基本構想（素案）」審議	商工会館会議室
H27. 2. 6	平成 2 6 年度第 7 回調整担当者会議 「基本構想（素案）」「後期基本計画（第 1 次）評価・検証」協議	商工会館会議室
H27. 2. 17	平成 2 6 年度第 9 回庁議 「基本構想（案）」審議	商工会館会議室
H27. 2. 19	町議会全員協議会	議場

	「第2次那珂川町総合振興計画策定基本方針の改定」「基本構想(案)」提示	
H27. 3. 2	基本構想(案)パブリックコメント募集(～3月31日まで)	
H27. 4. 10	那珂川町まちづくり審議会へ「基本構想(案)」の諮問	
H27. 4. 10	平成27年度第1回那珂川町まちづくり審議会 「基本構想(案)答申」審議	商工会館会議室
H27. 5. 8	那珂川町まちづくり審議会から「基本構想(案)」の答申	
H27. 5. 21	平成27年度第3回庁議 「基本構想(案)」審議・決定	小川公民館会議室
H27. 5. 26	町議会全員協議会 「基本構想(案)」提示	議場
H27. 6. 3	平成27年第2回町議会定例会 「基本構想」議決	議場
H27. 6. 3	「基本構想」決定	
H27. 6. 26	各課局室に「後期基本計画(第1次)評価・検証調書」「前期基本計画作成調書」「事業計画調書」作成依頼	
H27. 6. 30	平成27年度第2回調整担当者会議 「後期基本計画(第1次)評価・検証調書」「前期基本計画作成調書」「事業計画調書」協議	商工会館会議室
H27. 8. 5	「後期基本計画(第1次)評価・検証調書」「前期基本計画作成調書」「事業計画調書」各課局室ヒアリング(～25日まで)	商工会館会議室 山村開発センター
H27. 9. 28	平成27年度第4回調整担当者会議 「前期基本計画(素案)」協議	商工会館会議室
H27. 10. 5	平成27年度第5回調整担当者会議 「前期基本計画(素案)」協議	商工会館会議室
H27. 10. 9	平成27年度第6回調整担当者会議 「前期基本計画(素案)」協議	商工会館会議室
H27. 10. 29	平成27年度第2回那珂川町まちづくり審議会 「後期基本計画(第1次)取り組み状況」「前期基本計画(素案)」審議	議場
H27. 10. 30	議会懇談会 「後期基本計画(第1次)取り組み状況」「前期基本計画(素案)」提示	議場
H27. 11. 20	平成27年度第8回調整担当者会議 「前期基本計画(素案)」「基本構想(修正)」協議	商工会館会議室
H27. 12. 8	平成27年度第9回調整担当者会議 「前期基本計画(素案)」協議	商工会館会議室
H27. 12. 16	平成27年度第8回庁議 「前期基本計画(素案)」「後期基本計画(第1次)取り組み状況」	商工会館会議室

	「基本構想（修正）」審議	
H27. 12. 22	町議会全員協議会 「前期基本計画（案）」提示	議場
H27. 12. 25	「前期基本計画（案）」パブリックコメント募集（～1月25日まで）	
H28. 1. 26	平成27年度第10回調整担当者会議 「前期基本計画（案）」協議	馬頭総合福祉センター研修室
H28. 1. 27	那珂川町まちづくり審議会へ「基本構想の変更（案）」「前期基本計画（案）」の諮問	
H28. 2. 1	平成27年度第4回那珂川町まちづくり審議会 「基本構想の変更（案）答申」「前期基本計画（案）答申」審議	商工会館会議室
H28. 2. 3	那珂川町まちづくり審議会から「基本構想の変更（案）」「前期基本計画（案）」の答申	
H28. 2. 16	平成27年度第11回庁議 「基本構想の変更（案）」「前期基本計画（案）」審議・決定【予定】	商工会館会議室
H28. 2. 19	町議会全員協議会 「基本構想の変更（案）」「前期基本計画（案）」提示	議場
H28. 3.	平成28年第2回町議会定例会 「基本構想の変更」「前期基本計画」議決【予定】	議場
H28. 3.	「基本構想の変更」「前期基本計画」決定【予定】	



町のイメージキャラクター  
「なかちゃん」



町の花  
「かたくり」



町の木  
「ま つ」



町の鳥  
「うぐいす」



## 第2次那珂川町総合振興計画

平成28年3月

企画財政課企画調整係

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭409番地 Tel.0287-92-1114 Fax.0287-92-1316

<http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp>